

伊豆の国市移住就業支援金 提出書類チェックシート

(令和8年度用／申請期限:令和9年1月29日)

年 月 日

住所:

氏名:

連絡先:

提出書類には提出必須のものと、あてはまる方のみ提出するものがあります。

該当するチェック欄に○をつけてください↓

提出書類

【全員が提出する書類】		様式	チェック
1	移住・就業支援金交付申請書	様式第1号	
2	写真付き身分証等の本人確認書類の写し		
3	移住先の住民票 ※世帯向けの場合は世帯全員分		
4	移住元の住民票の除票など、移住元の在住地及び在住期間を確認できる書類 ※世帯向けの場合は世帯全員分		
5	移住元の市区町村における市区町村税の滞納のないことを証する書類(完納証明書または納税証明書) ※納税証明書の証明年度についてはお問い合わせください ※市区町村税が課税されていない場合は非課税証明書 ※世帯向けの場合は世帯全員分		
6	移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書	様式第2号	

【申請する要件ごとに必要となる書類】

様式 チェック

申請する要件ごとに必要となる書類が異なります。①～④のうち、あてはまるものを提出してください。

①就業の場合	就業証明書(就業申請用)	様式第3号	
	②テレワークの場合		
②テレワークの場合	就業証明書(テレワーク申請用)	様式第4号	
	③テレワークの場合		
③テレワークの場合	就業証明書(個人事業主・フリーランスのテレワーク申請用)	様式第5号	
	④関係人口の場合		
7	就業証明書(関係人口申請用)	様式第6号	
	下記のうち、いずれか一つ ・市内の中学校を卒業したことを証する書類の写し ・市内に2回以上宿泊した際の領収書等の写し ・本市にふるさと納税をしたことを証する書類の写し	様式第7号 または 領収書等	
⑤起業の場合			
	起業支援金(※)の交付決定通知書の写し ※静岡県産業振興財団が実施する地域創生起業支援金を指します		

(裏面へ続く)

【東京圏から東京特別区へ通勤・通学していた方のみ提出する書類】	様式	チェック
---------------------------------	----	------

東京圏から東京特別区へ通勤・通学していた方は、①～③のうち、あてはまるものを提出してください。

8	①東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区の法人等へ通勤していた場合		
	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書など、移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類		
	②東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区に通勤していた法人経営者または個人事業主の場合		
	履歴事項全部証明書の写しまたは個人事業の開業・廃業等届出書の写し、納税証明書、事業に伴う契約書、在勤地の不動産にかかる賃貸契約書など、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類		
	③東京特別区以外の東京圏に住み、東京特別区の大学等へ通学し、東京特別区の企業等へ就職した場合 (通学期間を移住元要件の対象期間とする場合のみ)		
	在学期間や卒業校を確認できる書類		
	移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類		

【テレワークの場合で、法人経営者または個人事業主の方のみ提出する書類】	様式	チェック
-------------------------------------	----	------

9	履歴事項全部証明書の写しまたは個人事業の開業・廃業等届出書の写し (発効後3ヶ月以内のもの)		
	事業に係る納税証明書		
	業務に係る契約書など、移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類		

【全員が提出する書類】	様式	チェック
-------------	----	------

10	暴力団排除に関する誓約書 ※世帯向けの場合は世帯全員分	様式第8号	
11	口座振込依頼書	様式第9号	
12	その他市長が必要と認める書類		

伊豆の国市移住就業支援金 対象要件チェックシート

対象となる方は、◆移住元要件、◆移住先要件、◆その他の要件の3つを満たす方となります。

世帯向けの金額を申請する場合は、◆世帯に関する要件も満たす必要があります。

各要件のより詳しい内容は要綱をご確認ください。

該当するチェック欄に○をつけてください↓

対象要件

◆移住元要件 チェック

下記のA及びBにあてはまる	
---------------	--

A	移住をする直前の10年間のうち、通算5年以上①または②の期間がある ①東京特別区内に在住 ②東京圏(条件不利地域以外)に住み、東京特別区内に通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者のみ)
B	移住をする直前に、連続して1年以上①または②の期間がある ①東京特別区内に在住 ②東京圏(条件不利地域以外)に住み、東京特別区内に通勤(通勤の期間は、移住する3か月前までを1年の起算点とすることができる)
この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、修学年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とみなす	

◆移住先要件 チェック

下記の1～7の全てにあてはまる必要があります。

1	平成31年4月1日以降に移住をしている	
2	申請時において、移住後1年以内である	
3	申請時において、継続して5年以上居住する意思がある	
4	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	
5	日本人である、又は外国人であって出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である	
6	既に支援金を受けたことがある者(同一世帯に属するものを含む。)でないこと。ただし、移住・就業支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であったのが、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。	
7	移住をする直前に住んでいた市区町村で、市区町村税を滞納していない	

(裏面へ続く)

◆その他の要件

下記のA～Eの要件のうち、いずれかの要件にあてはまる必要があります。

(A：就業の場合)

チェック

下記の1～8の全てにあてはまる必要があります。

1	勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域である	
2	静岡県のマッチングサイトに掲載されている支援金対象求人新たに就業した	
3	就業者にとって、3親等以内の親族が代表や取締役等を務めている企業への就業ではない	
4	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	
5	申請時点で、当該企業に就業している	
6	求人応募日が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降である	
7	当該企業に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある	
8	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	

(B：専門人材としての就業の場合)

チェック

下記の1～8の全てにあてはまる必要があります。

1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住をしている	
2	プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用し、県内企業に就業した	
3	勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域である	
4	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している	
5	申請時点で就業している	
6	当該企業に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある	
7	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である	
8	目的達成後の解散等、離職することが前提ではない	

(C：テレワークの場合)

チェック

下記の1～8の全てにあてはまる必要があります。

1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住をしている	
2	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住をした	
3	移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている	
4	移住先では、テレワークにより勤務し、原則通勤しないこと。	
5	週20時間以上テレワークを実施すること。	
6	地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業から資金提供を受けていない	
7	勤務日数の1/5を超えて勤務先に行くことはない	
8	所属企業等から通勤手当を受けていない	

(申請者確認用)

(D：関係人口の場合)	チェック
-------------	------

下記の1～5の全てにあてはまる必要があります。

1	令和3年3月1日以降に伊豆の国市へ移住をしている	
2	移住時において、①の世帯員または②である ①夫と妻がいずれも40歳未満の夫婦を含む世帯または小学生以下の子どもを含む世帯 ②40歳未満の者	
3	移住前に、伊豆の国市または静岡県移住相談センターに対し、本市への移住に関する相談を行っており、本市の移住相談カード等の相談の記録が確認できるものへの記載がある者が同じ世帯にいる	
4	支援金の申請時において就業等(※)している者又は移住前から1年以上継続してまちづくり団体の活動に参加している者が同じ世帯にいる ※正規雇用されている者または個人事業主など(詳しくは用語説明をご覧ください)	
【次のいずれかの要件にあてはまる者が同じ世帯にいること】		
5	市内の中学校を卒業した者 または、中学校卒業時点で市内に住所があり、市外の中学校を卒業した者	
	移住する直前の3年間のうち、2回以上、市内の宿泊施設を利用し、宿泊したことがある	
	移住する直前の3年間のうち、1回以上、本市にふるさと納税をしたことがある	

(E：起業の場合)	チェック
-----------	------

下記の1・2の全てにあてはまる必要があります。

1	起業支援金の交付決定を受けている	
2	支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内である	

◆世帯に関する要件	チェック
-----------	------

世帯向けの金額を申請する場合は、下記の1～5の全てにあてはまる必要があります。

1	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同じ世帯にいた	
2	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同じ世帯である	
3	申請者を含む2人以上の世帯員の全員が、平成31年4月1日以降に移住した	
4	申請者を含む2人以上の世帯員の全員が、申請時において移住後1年以内である	
5	申請者を含む2人以上の世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない	

◆子育て世帯加算を申請する場合の要件	チェック
--------------------	------

子育て世帯加算を申請する場合は、下記の1～2の全てにあてはまる必要があります。

1	令和4年4月1日以降に伊豆の国市へ移住している	
2	申請年度の4月1日時点において18歳未満である世帯員がいる	

(次頁へ続く)

申請内容

申請を希望する区分に○をつけてください。

申請要件区分 …………… 一般の就業 ・ 専門人材 ・ テレワーク ・ 関係人口 ・ 起業

世帯区分 …………… 世帯 ・ 単身

(令和4年4月1日以降に移住した場合)18歳未満の世帯員の数を記入してください。

申請年度の4月1日時点で18歳未満の者 …… 名

(用語説明)

【移住】

住民票の転入した日

【移住元の市区町村における市区町村税の滞納のないことを証する書類】

未納がないことを証する書類(完納証明書)または直近1年分の市区町村税の納税証明書

【東京圏】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

【条件不利地域】

東京都／檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県／秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県／銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、柴山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県／三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

【就業等】

下記のいずれかにあてはまる状況のことをいう

- ・市内に本店、主たる事務所、事業所等を持つ法人又は団体に正規雇用(※)されている
- ・市内に主たる事務所、事業所等を持つ個人事業者に正規雇用(※)されている
- ・個人で農業、林業、漁業、その他の事業を営んでいるまたはその事業専従者

【正規雇用】

下記のすべてにあてはまる雇用形態をいう

- ・期間の定めのない労働契約を締結している
- ・所定の労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定の労働時間と同じである
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている